



税率設定の考え方	①2026年度から必要額を被保険者が全額負担するように、2024年度、2025年度、2026年度と標準保険料率に基づき税率を設定する。 ②2024年度税率について、現在の税率と2024年度標準保険料率を比較し、その差の5分の3上昇させた税率とする。 ③2025年度税率について、2024年度税率と2025年度標準保険料率を比較し、その差の2分の1上昇させた税率とする。 ④2026年度税率について、2026年度標準保険料率とする。
税率以外の財源の考え方	①2024年度、2025年度に繰入金（緑色）を投入するものの、2026年度から必要額を全て保険税で賄うこととする。 ②標準保険料率を用いてもなお不足が生じる場合は、繰入金（緑色）を投入する。